

●香川県告示第92号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）に基づく県統計調査の実施について、同条例第3条の規定により告示する。

令和8年4月24日

香川県知事 池 田 豊 人

1 調査の名称及び目的

(1) 名称

令和8年度女性の活躍促進に向けた企業等実態調査

(2) 目的

育児・介護休業制度の導入や取得状況、企業における女性活躍などについて、労働者の生活と就業の実情を総合的に把握することにより、今後の女性活躍や働きやすい環境づくりを促進し、女性の継続就業を促進するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

香川県全域

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類の「公務」以外に属する事業所のうち5人以上の常用労働者を有する事業所及び当該事業所に属する常用労働者

3 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

事業所の概要又は回答者の属性、育児・介護休業制度について、働き方改革について、女性の活躍推進について及び男性の育児休業取得について

(2) 基準となる期日

令和8年4月1日現在

ただし、事業所用調査票の「育児・介護休業制度について」に関する事項の一部については、調査実施年の前年度1年間の実績又は前年度を含む過去3年間の実績

4 報告を求める者

(1) 事業所

事業所母集団データベースによる県内事業所リストから産業及び従業員規模別に無作為抽出した1,000事業所

(2) 従業員

(1)により抽出した産業及び従業員規模別の割合に応じて、調査対象事業所に雇用されている常用雇用者から各事業所の裁量により抽出した3,000人

5 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

香川県一報告者

(2) 調査方法

香川県から報告者に対して郵送により、オンライン調査システムにアクセスするためのURL並びにID及びパスワードを記載した調査票を配付し、報告者はオンラインで回答を行う。

6 報告を求める期間

調査の実施期間 令和8年5月1日から同年6月8日まで